



プレイペンの認定基準及び基準確認方法

(公開用)

プレイペン専門部会専門委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	所属
(部会長)	坂田種男	千葉大学
(委員)	青木恒太郎	社団法人国際家具産業振興会
	石追立壮	株式会社日本育児
	石鍋裕子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	甲斐麗子	主婦連合会
	片桐克信	株式会社PDQトレーディング
	加藤忠明	日本総合愛育研究所
	川嶋信之	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室
	高岡林	日本ベビーベッド工業会
	高松明	通商産業省生活産業局日用品課
	田中芳雄	製品安全協会
	地崎修	工業技術院標準部繊維化学規格課
	辻治幸	株式会社マンテン
	名取忠志	株式会社アオバ
	原早苗	消費科学連合会
	松岡寿人	財団法人日本文化用品安全試験所
	水野英子	全国地域婦人団体連絡協議会
	村橋一夫	株式会社コスガ
	渡辺義生	通商産業検査所商品テスト部安全監督課

(事務局) 一般財団法人製品安全協会 業務グループ

住所：110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2階

電話：03-5808-3302

FAX：03-5808-3305

プレイペンの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、プレイペンの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、標準として生後5月から24月までの乳幼児の行動を制限することを目的として設計されたプレイペン(プレイヤード、サークル)について適用する。

ただし、乳幼児用ベッド(サークル兼用ベッドを含む)は除く。

備考：この基準の中で{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、規格値である。

3. 安全性品質

安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観、構造及び寸法	1. 外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。 (1) 手足を傷つけるおそれのある突起、割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと (2) 各部は、ゆるみを生じないよう確実に組み立てられること。 (3) 可動部分は、円滑かつ確実に操作できること。 (4) 床板を有するものにあつては、使用時に容易に外れない構造であること。 (5) キャスターを有するものにあつては、可動防止のための措置を講じていること。 (6) 乳幼児の手足が届く範囲に、0mm以上0mm未満のすき間がないこと。	

<p>2. 強度</p>	<p>(7) 床面からの高さ○mmの間は、乳幼児の足が掛からない構造であること。 ただし、足掛かりがある場合は、足掛かりから枠の上面までの高さは○mm（床板が無いものにあつては○mm）以上であること。</p> <p>(8) 床面から枠の上面までの高さは、○mm（床板が無いものにあつては○mm）以上であること。</p> <p>(9) 上部及び内面には、乳幼児の身体、衣類等がはさまったり引っ掛かったりするようなものがない構造であること。</p> <p>(10) 部材及び組子の間隔は、○mm以下であること。</p> <p>(11) 側面にネットを張っているものにあつては、先端を丸めた直径○mmの丸棒をON {○kgf} の力でネットの目に垂直に押しつけたとき、丸棒が通らないこと。</p> <p>2. (1) 乳幼児の保護のための部品及び保護具にON {○kgf} の力を加えたとき異状がないこと。</p> <p>(2) 床板を有するものにあつては、床板に○cmの高さから質量○kgの砂袋を繰返し○回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。ただし、床板が床面に接しているものにあつては、この限りではない。</p> <p>(3) 枠上部中央にON {○kgf} の力を垂直に加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>(4) 枠上部中央にON {○kgf} の力を水平に加えたとき、各部に異状が生じないこと。</p>	
--------------	---	--

	<p>(5) 側面にネット又は板等を有するもの にあつては、その中央部にON {O kgf }の力を加えたとき、ネット又は板 等は破損等の異状が生じないこと。</p> <p>(6) 組子のあるものにあつては、組子の 中央部にON {Okgf }の力を水平に加 えたとき、各部に異状が生じないこ と。</p> <p>(7) 組立固定具で乳幼児の手が届く範囲 にあるものは、ON {Okgf }の力で解 放されないこと。ただし、○箇所○ 操作以上の異なった作動機構を有する ものは、この限りではない。</p>	
3. 安定性	<p>3. 枠中央部、床面から○cm (高さが○cm に満たない場合は、最大の高さ)の位置に 水平にON {Okgf }の力を加えたとき、 本体が浮き上がらないこと。</p>	
4. 材料	<p>4. (1) 耐食性材料以外の金属材料は、防せ い処理が施されていること。</p> <p>(2) 合成樹脂製品及び合成樹脂塗料を使 用したものにあつては、食品衛生法に 基づく昭和○年厚生省告示第○号第○ おもちゃの項の規定に適合しているこ と。</p> <p>(3) 布等の繊維製品を使用したものにあ つては、有害物質を含有する家庭用品 の規制に関する法律に基づく昭和○年 厚生省令第○号第○条別表第○ホルム アルデヒドの項(出生後○月以内の乳幼 児用のもの)の規定に適合しているこ と。</p>	
5. 付属品	<p>5. 付属品がある場合は、安全性を損わな いこと。</p>	

4. 表示及び取扱説明書

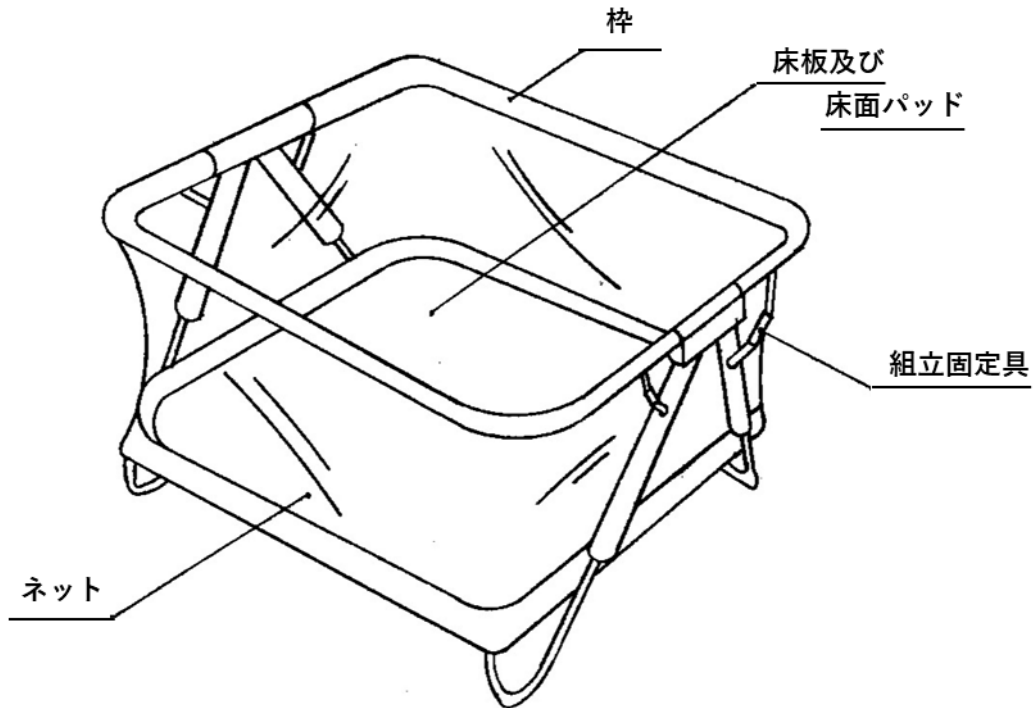
プレイペンの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. .表示	<p>1. 製品には、見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については、この限りではない。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 次に示す趣旨の注意事項。</p> <p>(a) 標準として出生後〇月から〇月までの乳幼児に使用すること。</p> <p>(b) ベッドとして使用しないこと。</p> <p>(c) 付属のパッド以外のふとん、マット類は使用しないこと。</p> <p>(d) 乳幼児を付き添いなしで置き去りにしないこと。</p> <p>(e) 乳幼児がよじ登って外に出られるようなものをプレイペン内に入れないこと。</p> <p>(f) 支柱や枠に衣服のひも等が引っ掛かる状態が生じないように注意すること。</p> <p>(g) 床板があるものにあっては、同時に2人以上で使用しないこと。</p> <p>(h) 完全に組み立ててから使用すること。また、側面にネットを有するものにあっては、ネットを緩ませた状態で使用しないこと。</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p>

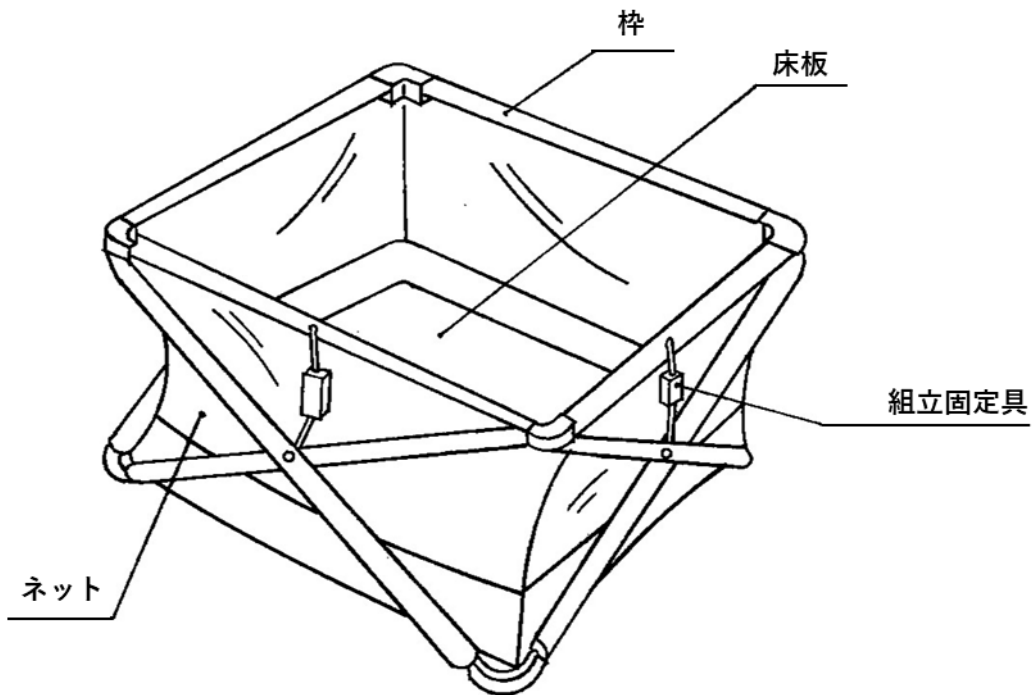
<p>2. 取扱説明書</p>	<p>2. 製品には、次の事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項及び製品に表示してある事項については、この限りではない。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 組立式のものは、その組立要領及び注意。</p> <p>(3) 次に示す趣旨の注意事項。</p> <p>(a) 標準として出生後〇月から〇月までの乳幼児に使用すること。</p> <p>(b) ベッドとして使用しないこと。</p> <p>(c) 付属のパッド以外のふとん、マット類は使用しないこと。</p> <p>(d) 乳幼児を付き添いなしで置き去りにしないこと。</p> <p>(e) 乳幼児がよじ登って外に出られるようなものをプレイペン内に入れないこと。</p> <p>(f) 支柱や枠に衣服のひも等が引っ掛かる状態が生じないように注意すること。</p> <p>(g) 床板があるものにあっては、同時に〇人以上で使用しないこと。</p> <p>(h) 完全に組み立ててから使用すること。また、側面にネットを有するものにあっては、ネットを緩ませた状態で使用しないこと。</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p>
-----------------	---	---

	<p>(i) 可動防止機構付きキャスターを有するものにあつては、使用時に固定すること。</p> <p>(j) 設置場所は水平、平坦で、ストレープなどの危険物の付近では使用しないこと。</p> <p>(k) ひも類等の危険なものを取り付けないこと。</p> <p>(l) 枠に腰掛けたり、ぶら下がったり、ゆさぶったりしないこと。</p> <p>(k) 破損、故障等した状態で使用しない</p> <p>(4) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。</p>	
--	---	--

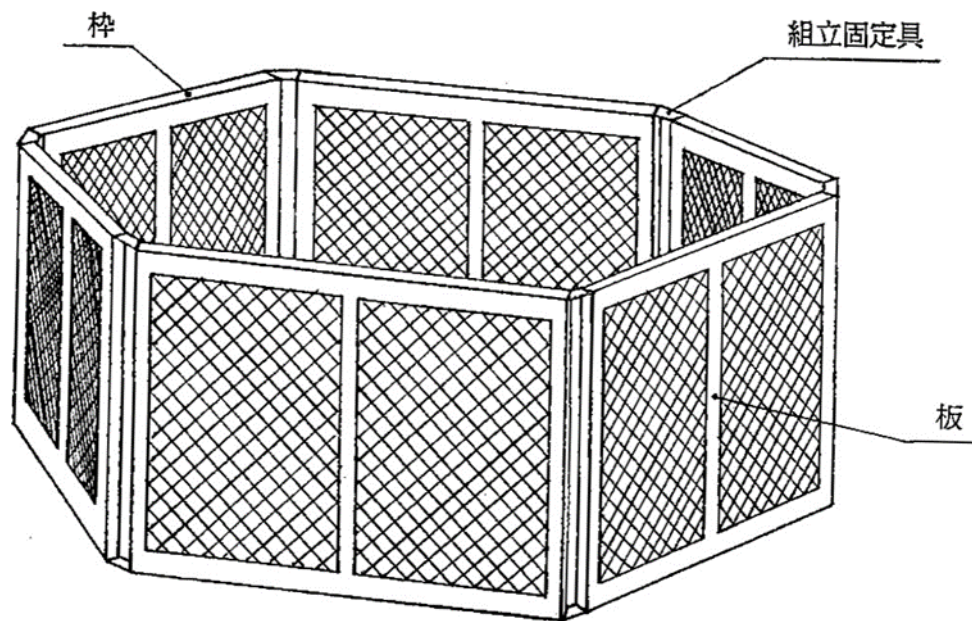
参考付図



床板を有するタイプ



床板が床面に接するタイプ



床板が無いタイプ